

(消費者) 様 }
(事業者) 様 } (各通)

広島市消費生活紛争調停委員会
会長

調 停 打 切 り 通 知 書

年度広島市消費生活紛争調停委員会調停案件第 号については、当事者間で合意が成立する見込みがないと認め、広島市消費生活条例施行規則第7条第1項の規定により、調停を打ち切りましたので、同条第3項の規定により通知します。